令和８年　№58
○東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程の一部を改正する規程の制定

改正理由
　教育インキュベーション推進機構におけるプロジェクトの新設に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過
　令和８年６月 24 日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和８年６月25日

国立大学法人東京学芸大学長
佐々木　幸寿

令和８年規程第22号

東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程（令和４年規程第14号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程の一部改正について

改正理由：教育インキュベーション推進機構におけるプロジェクトの新設に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（OECDプロジェクト） 第１７条　機構に，OECDのEducation2040プロジェクトと連携した業務を行うため，機構管理業務として「OECD日本共同研究プロジェクト」（以下「OECDプロジェクト」　という。）を置く。 ２　OECDプロジェクトに，OECDプロジェクトリーダーを置き，機構長が指名する教員をもって充てる。 ３　OECDプロジェクトリーダーは，当該プロジェクト業務を統括し，その運営に当たる。 ４　OECDプロジェクトに関し必要な事項は，別に定める。	（プロジェクト） 第１７条　機構に，OECDのEducation2030プロジェクトと連携した業務を行うため，機構管理業務として「OECD日本共同研究プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を置く。 ２　プロジェクトに，プロジェクトリーダーを置き，機構長が指名する教員をもって充てる。 ３　プロジェクトリーダーは，当該プロジェクト業務を統括し，その運営に当たる。 ４　プロジェクトに関し必要な事項は，別に定める。
（リカレントプロジェクト） 第１７条の２　機構に，社会人からの転職就職による教育人材の輩出業務を行うため，機構管理業務として「教員・教育支援人材育成リカレント推進プロジェクト」（以下「リカレントプロジェクト」という。）を置く。 ２　リカレントプロジェクトに，リカレントプロジェクトリーダーを置き，機構長が指名する教員をもって充てる。 ３　リカレントプロジェクトリーダーは，当該プロジェクト業務を統括し，その運営に当たる。 ４　リカレントプロジェクトに関し必要な事項は，別に定める。	
（称号の付与） 第１８条　機構長は，必要に応じて機構又は機構に置くセンター若しくはプロジェクトの業務に関わる外部機関関係者に，機構が定める称号を付与することができる。	（称号の付与） 第１８条　機構長は，必要に応じて機構又は機構に置くセンター若しくはプロジェクトの業務に関わる外部機関関係者に，機構が定める称号を付与することができる。
〔省略〕	〔省略〕
附　則 この規程は，令和８年８月１日から施行する。	